

隱農水第350号  
令和8年1月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隱岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隱岐の島町 (325287)
地域名 (地域内農業集落名)	西郷⑫地区 (湊・松ヶ浦・上小路・西小路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は牧草が主体。水稻は一部で作付けされている。農業者の高齢化が進み遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、中心農家へ集積・集約化を進めて作業の効率化、省力化に取り組む必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地元農家が水稻、地区外の畜産農家が牧草を栽培する形態を継続する。休耕田も水稻は難しいとしても西村の公共牧野と合わせての利用等、今後も継続して話し合いを続ける。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

地区外の畜産農家への集積と地元水稻農家で現状を維持する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

特記事項なし。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

一部圃場整備済みの圃場もあるが、過去の災害により取水施設が壊れたままになっているなど、水路の状態が悪い箇所が多いため、引き続き話し合いを進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地元耕作者は可能な限り耕作を継続する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特記事項なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③中心農家への集積・集約化を進め作業の効率化やドローンによる直播などの普及。

⑨WCSの作付けについてもドローンによる直播などで実施・牧草に作付けにより粗飼料生産を確保する。